



発行人:麻生 泰
編集人:山下陽司
山口千津子
編集:平山企画舎



Japan Animal Welfare Society

発行/社団法人日本動物福祉協会 〒106-8663 東京都港区元麻布3-1-38 第5谷沢ビルディング内
TEL (03)3405-5681 FAX (03)3478-1945 ホームページ <http://www.jaws.or.jp>

第47号主な内容

シンポジウム報告	1-2
動物愛護法見直しの動向	2
15年度定時会員総会報告	3
捨て犬・捨て猫キャンペーン	3
RSPCA短期集中コース報告(第2弾)	4-5
動物愛護週間中央行事案内	4
ペットドッグトレーニングセミナー案内	5
「多度大社上げ馬神事」改訂さる	5
声、JAWS VISAカード案内	6
JAWSオリジナルグッズ案内	6
事務局から・ご寄付者	7
ジョーズジュニアコーナー	8

JAWSREPORT

平成12年12月に制定された「動物の愛護及び管理に関する法律」(動愛法)の5年後の見直しに向けて、環境省の検討会、自民党「動物愛護及び管理に関する小委員会」の討議も熱を帯びてまいりました。

今回は、3名の国会議員の方々をアドバイザーとしてお迎えして、各界の専門家の方々が一堂に会し、動物に関わるいろいろな問題を討議するシンポジウムとなりました。一部を抜粋して報告いたします。

●自民党衆議院議員・環境部会長 河野太郎氏



法律をつくることも大事だが、その法律がどう施行されるかきちんとモニターしていかなければならない。今度の法改正では、前回一歩上がったがやり残したことや前回やっていたが実質的には物事が動いていないことを検討して法改正に入れていかなければならないし、法律を実施するための予算や人員のことも考えなければならぬ。ぜひ活発な議論をしていただいて、前回同様に議員立法のサポートを皆さんにいただきたい。

シンポジウム 大きな前進に向けて

平成16年7月24日(土) 於・東京大学農学部弥生講堂



主催・動物との共生を考える連絡会

シンポジウム写真撮影/塩坪三明

●自民党衆議院議員・動物愛護に関する小委員会委員長 北村直人氏



4年前に「動物は命あるもの」ということを議員立法の中につくることができた。人間と動物の福祉社会を高めていきたい。全党が一致するのが議員立法の一番重要である。今年のお正月以降、自民党の中でも議論を重ねている。実験動物の飼育の仕方はある面では動愛法に沿っていくことが大切だ。私の小委員会とも関係する団体の方も毎回ご出席をいただき、考えを述べていただいております。そのコミュニケーションは私が小委員長をやっている間は必ず積み重ねていくことを誓う。

●民主党衆議院議員 城島正光氏



いよいよ次の改正、充実した中身になるよう取り組む時期に入りました。前回の改正の時もそうだが、小さい青少年の、理解しがたい凶悪事件が頻発し、社会のあるべき姿からかけ離れていっている。この法律案をより充実させることが、社会を大きく変える力になる。今回の法改正では実験動物の問題について大きく前進していかねければいけない。ペットショップの問題では許可制の必要性や、営業停止についても考えなければならぬ。商業用動物も大きな課題だ。民主党の中にも環境部会があるが、この問題への関心と広がりを感じたい。議員の中から求め、引き続き皆さんと意見交換をしたい。

動物の愛護及び管理に関する法律を考える

◆基調講演 怒りと暴力

18世紀までは娯楽のために動物虐待が日常的に行われたが、18世紀以降には動物にも心があると言われはじめた。現代になり、人間と動物の差は、苦痛の感じ方や遺伝子レベルでも非常に小さいことがわかった。しかし動物虐待は今でも続いている。動物愛護が始まったのは、食糧に困らざるが豊かになったごく最近の話である。なぜ歴史の中で最初は多くの人が虐待したかを考える時、我々の脳について考えてみなければならぬ。



東京大学名誉教授
唐木英明氏

一つは視床下部・辺縁系で、食欲・性欲という2つの本能がある。ある行動が成功すると快感を覚え、それが欲しくて再度同じ行動をする。成功しないと不快感を覚え、二度とそうならないように努力する。本能を満たすシステムの中で注視すべきは成功しなかった場合である。大きなストレスを感じると、落ち込む、過食をする、キレる、暴力を振るうということになりやすい。その先に動物虐待があることもある。なぜストレスがあると暴力になるのか。成功しない時に簡単に本能を満たす方法として、人間は食欲に走る。動物が食欲を満たす時、他の動物を襲ったり餌を他の動物と争ったりする。性欲の場合も他のオスと争う。食欲や性欲で快感を得る時に必ず暴力を伴うので、動物も人間も暴力に快感があると誤解する。

子供がキレることに関する文科省の研究によると、怒りや不満の源泉により、欲求不満や不平等感が生じる。ストレスをほとんどの子供はコントロールできるが、たまにできない子供がいてキレる。暴力を振るう、キレて大騒ぎをするのはほとんどが男の子である。落ち込んだりキレたりするのをセロトニンという物質がコントロールしている。男の子は男性ホルモンが出て、セロトニンの出方が悪くなり、暴力による快感に走る。暴力を防止するには、辺縁系の働きを活性化させる必要がある。一つは、小さい時から親が子供に愛情をかける。するとセロトニンが早く出てコントロールできるようになる。もう一つは教育で、動物もしているが、悪いことをしたらすぐ罰する。人間は言葉でほめるようになった。子供をすぐほめ、すぐ罰することを繰り返すことにより、うまくいかないことや我慢することに慣れさせ、ストレスに強い脳をつくる。

もう一つの脳は前頭連合野で、ストレスや恐怖を感じた時にコントロールをする働きがある。また自分勝手なことをしたら仲間から罰せられると教える働きもある。この脳を発達させるためには教育が必要となる。知識を詰め込むだけではなく、いい想い出をたくさんつくる。ここでも規則を覚えさせ、罰があることを理解させることが重要である。



パネルディスカッション (発言順・敬称略)

- 〔写真左から〕
- 林 良博 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
- 内藤善久 (岩手大学農学部教授)
- 鎌山直子 (大学共同利用機関法人自然科学研究機構 生理学研究所産学連携専門研究員)
- 大矢秀臣 (全日本動物輸入業者協議会事務局長)
- 本田三緒子 (東京都動物愛護相談センター多摩支所主任)
- 矢花公平 (弁護士)
- 青木貢一 (動物との共生を考える連絡会代表)



●林 良博氏

動愛法に加えた点は、家庭動物に
関しては、動物取扱業の規制強化と動
物愛護推進員の位置付けの明確化だ。
実験動物の福祉については、第三者評
価システムの構築が必要で、今は研究
者等も福祉向上を望んでいる。世の中
は規制緩和に向かっているが、規制緩
和の中の規制強化というのは当然ある
べきで、その一つに、動物福祉がある。
動愛法を5年に一度見直すシステム
が必要だ。来年に法改正されたら、ま
た付帯決議をつけるよう議員の方々に
お願いしたい。

●内藤善久氏

畜産動物の福祉について、EUを中心
として米国、日本の規制を比較した。そ
の結果、米国が未だに日本よりも畜産
動物の規制に関しては全く整備されて
いないことがわかった。この原因は、低
コストにより世界のマーケットを支配し
ようとする畜産業者の政治的な力によ
るものが大きいと推察される。

今後はこのEUと米国の家畜の福祉
に対する違いが、おそらく貿易障壁と
なって現れてくるであろうと考えられ
る。日本においても畜産動物に対する
動物愛護法を早期に具体的な法案とし
て整備し、近隣諸国との畜産物の輸入
を動物福祉の面から見直される時代が
来るものと考えられる。

●鎌山直子氏

動物実験や実験動物を法律で縛らな
い規制の仕方は効果的な面もあるが、

機関ごとに判断がばらつき、社会に向
けての透明性にやや欠ける。

これを補うため動愛法24条を改正し
動物実験3Rの原則(代替・削減・洗練)
を規定に盛り込むべきだ。原則を先行
に移す過程については、実験動物の飼
養・保管と動物実験のガイドラインを
新たに策定し、動物実験の実務はそれ
に従い、今まで通り各機関が自主的に
管理する。実験動物の第三者評価は行
政の立ち入りではなく、専門家が科学
と福祉の両面を合わせてレビューし
ていくべきだ。

●大矢秀臣氏

国内・海外を問わずインターネット
での生き物の販売を規制、もしくは禁
止してほしい。また、今の動愛法では
畜産農業には届け出の義務がない。従
来の家畜家禽はいいかもかもしれないが、
昨今はダチョウ等も畜産業として飼育
されている。これは動物取扱業に準じ
るべきだ。そうすることが動物の福祉
向上につながる。

ワシントン条約が日本で発効したと
きから、動物虐待防止のために輸入
業者は届け出制もしくは許可制にして
ほしいと国に申し上げているが、いまだ
に規制がない。

●本田三緒子氏

都動物愛護推進総合基本計画に基づ
き、地域社会と連携し役割分担をした
り、飼えなくなったという相談にも柔軟
に対応していく必要がある。虐待の間

題では、暴力的な虐待以外に、適切に餌
が与えられていない、不衛生な環境で飼
われているという相談がある。私どもが
虐待現場で動ける範囲は決まっているの
で、警察に立ち入りしてもらったことも
ある。法の及ばない部分があることを来
年に向けて考えていきたい。また、メン
ション契約者に犬が当たり、ゲームセン
ターでは小動物が釣れる等、動物が最
品にされている。私どもは現場で指導
するが、飼う側のモラルも上げなければ
ならない。

●矢花公平氏

売った犬猫が病気や先天的な障害を
もっている、売主は責任がないという
契約書が横行している。これは消費者
契約法に反しており、実際は売主に損
害賠償を迫ることができる。しかし損害
請求の件数は多くても、現状は売主が
支払うケースは少ない。販売業による
ネグレクト(餌を十分与えない、糞尿
の始末を十分しない等)は、虐待の定
義が曖昧なため取り締まりがしにくく
広範囲にわたって保健所が対応するに
は人手不足で、警察署は認識不足でな
かなか取り上げてもらえない。

●青木貢一氏

今、連絡会は動愛法見直しの際の署名運
動をしている。現行法では虐待の定義
が不明確で、自治体は対応しにくい。
また動物虐待などの器物損壊罪を運用
される場合があり、動愛法の罰則強化
が必要だ。そして行政の職員が実態調
査に行っても、警察権がなく調査しき
れない現状がある。様々な国で動物査
察官制度がある。今の日本ですぐに
制度を導入できないので、警察との連
繋が一番望ましい。

【シンポジウム文まとめ・白井百合】

動物愛護法見直しのシンポジウム

2000年12月1日に施行されました「動物の愛護及び管理に関する法律」
の付帯決議にあります5年後の見直しが来年に迫ってまいりました。現状を
見極めて、幅広くその検討をする目的でこの法律を所管している環境省が、
動物の愛護管理のあり方検討会を立ち上げました。
2月6日を第1回目として今まで6回開催されました。
それぞれの検討内容は次の通りです。

- ◆第1回 (2月6日)
 - ①動物の愛護管理のあり方検討会の設置について
 - ②動物の愛護管理の現状について
 - ③検討事項及び検討スケジュールについて
- ◆第2回 (3月1日)
 - ①対象動物の範囲について
 - ②虐待及び遺棄の防止規制について
 - ③繁殖制限措置について
 - ④個体登録措置について
- ◆第3回 (3月17日)
 - ①動物による人への危害や迷惑問題等について
 - ②災害時における動物の保護管理について
- ◆第4回 (5月14日)
 - ①動物取扱業について
- ◆第5回 (6月16日)
 - ①動物取扱業について
 - ②大や猫の引き取りや殺処分について
- ◆第6回 (8月4日)
 - ①実験動物の福祉の向上について
 - ②産業動物の福祉の向上について
 - ③動物愛護推進員について
 - ④NGO等との連携について

○検討委員

- 竹内 啓 東京大学名誉教授 (物故)
- 青木 人志 一ツ橋大学大学院法学研究科教授
- 奥澤 康司 全国公衆衛生獣医師協議会会長
- 蔵内 勇夫 (社)日本獣医師会理事
- 篠田 義一 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
- 清水 弟 朝日新聞東京本社科学医療部兼社会部記者
- 菅谷 博 脩 (社)日本動物園水族館協会会長
- 末松 脩 全国ペット小売業協会会長
- 中川 志郎 (財)日本動物愛護協会理事長
- 林 良博 東京大学大学院生命科学研究所教授
- 山口 千津子 (社)日本動物福祉協会調査員



専門委員として毎回数名の委員が出席
して、意見を述べられます。ここで検
討されたことがどの程度見直しに活かされる
かは未定ですが、国民の声が後押しになるこ
とは言えると思います。話し合われた内容は
環境省のホームページに掲載されております。
また、自由民主党においても、3月から動
物愛護に関する小委員会を開催しヒヤリング
を行って、検討をはじめております。動物と
の共生を考える連絡会として毎回出席して意
見を述べております。